

## 委員会提出決議案第5号

「議案第69号山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」及び「議案第70号山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」に対する附帯決議

本市議会は、「議案第69号山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」及び「議案第70号山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」に対する附帯決議について、下記のとおり決議する。

平成26年9月26日提出

提出者 民生福祉常任委員長 下瀬 俊夫

### 記

少子化が一層進行している現状において、子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりは喫緊の課題である。

本市においても市総合計画基本計画の施策として「安心して子どもを産み育てることができる環境づくり」が掲げられており、重要な課題として取り組んでいかなければならない。

このような中、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から本格的に実施されることに伴い、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」を市が定めることとされたが、今後は本市の子育て環境の現状及び特性を十分調査、研究し、国が定める基準のみではなく、市独自の基準を定めるとともに子ども、子育てのための総合窓口を設置するなど、真に「安心して子どもを産み育てることができる環境づくり」の実現のため、更に取り組まれることを強く求める。

平成 年 月 日

山陽小野田市議会